平成２５年（フ）第２１号
長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷733番地協和団地Ｊ－３、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷350番地20
債務者　松崎しのぶ
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２３２８号
東京都豊島区西池袋２丁目10―３―103
債務者　鍋島　麻志
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３５４号
東京都練馬区豊玉中２丁目５－４―301
債務者　水上　真央
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７２号
東京都江戸川区北小岩３丁目13―10―308
債務者　平原　智子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４２４号
東京都日野市南平２丁目54―21―201
債務者　上園　　尚
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４４０号
東京都大田区鵜の木２丁目35―18―201
債務者　中野　恭彦
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１号
長崎県佐世保市田の浦町61番地、旧住所長崎県佐世保市赤崎町128番地10
債務者　大地川　真
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
長崎県佐世保市御船町６番19号、旧住所長崎県佐世保市黒髪町354番地７
債務者　伊東　國美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
長崎県佐世保市日宇町315番地、旧住所長崎県佐世保市大和町538番地２
債務者　古賀　恭子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１７９５号
埼玉県川口市本町３丁目２番25―406号エクレール川口
破産者　ＭＩＮＡＭＩ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
千葉県印西市草深1047番地３号
破産者　パレモドゥ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５１号
宮城県石巻市重吉町８番地の15
破産者　有限会社小山運輸
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
青森市妙見３丁目１番20号
破産者　日本シーエス物流株式会社
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
岩手県奥州市水沢区中田町５番40号
破産者　有限会社英恵
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２２号
千葉県香取市佐原イ966番地11
破産者　株式会社鈴木設備
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第５９０号
川崎市麻生区千代ケ丘９丁目12番13号　杉本テラスＡ―１、商業登記簿上の本店所在地川崎市多摩区枡形１丁目19番５号
破産者　有限会社飯塚石材
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
富山県高岡市姫野字反官免518番地１
破産者　株式会社喜花屋
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４４号
山梨県都留市上谷６丁目10番２号
破産者　株式会社Ｌｉｖｅ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部